水辺利用に着目した 伝統的な河川景観に関する研究

中嶋伸恵1·田中尚人2·秋山孝正3

1 学生員 岐阜大学大学院博士前期過程 工学研究科土木工学専攻 (〒501-1193 岐阜市柳戸 1-1, E-mail: j3101025@cc. guedu. gifu-u. ac. jp) 2 正会員 岐阜大学講師 工学部社会基盤工学科 (〒501-1193岐阜市柳戸1-1, E-mail: naotot@cc. gifu-u. ac. jp) 3 正会員 岐阜大学教授 工学部社会基盤工学科 (〒501-1193岐阜市柳戸1-1, E-mail: takamasa@cc. gifu-u. ac. jp)

水のまちとして有名な郡上八幡では、生活の場においても水を巧みに利用する中で、文化的で伝統的な水辺景観をつくりあげてきた。本研究では、郡上八幡の代表的な水辺である河川空間を対象として、水辺の景観を利用目的に着目して分析し、人々の水辺に対する認識を読み取った。現代の河川空間における水辺利用目的とその認識の整合性を分析することによって、水辺景観の構造や形成プロセスを明らかにした。本研究は、歴史や文化が反映された水辺景観の形成、整備の支援を目的とする。

キーワード:郡上八幡、河川景観、水辺利用

1. はじめに

平成16年12月に景観法が施行され、歴史や文化を反映 した景観整備が必要とされている.このため、地域景観 の成り立ちや、人々とインフラストラクチャーとの関わ り合い方を正しく理解する必要がある.

岐阜県の山間部に位置する(図-1参照)郡上市八幡町(以下,郡上八幡と省略)は,古くから「水のまち」として有名な地域である。ここでは河川,用水路,井戸など様々な水辺を形成し,生活の中で水を巧みに使う文化,地域の景観をつくりあげてきた。郡上八幡では,河川から生活用水を取水し自らの生活領域に水を引き入れ利用する技術的な工夫や,公共空間である水辺において私的な水利用を実現するために共同利用のためのルールを自ら課すなど,生活の中に取り入れる社会的な工夫がなされてきたと考えられる。

本研究では、郡上八幡の伝統的な河川景観を対象とし、現地踏査、景観資料を収集によって、景観に反映された水辺利用行動や意識を読み取る。そして、河川を主な対象とした水辺において、特に共同利用が担ってきた役割に焦点を当て、郡上八幡における水辺景観の構造及び形成プロセスを明らかにする。本研究は、歴史や文化が反映された水辺景観の形成、整備の支援を目的とする。



図-1 研究対象地と水辺景観台帳の範囲 (郡上八幡都市計画図を基に筆者作成)

2. 郡上八幡における水辺の特徴

郡上八幡において古くから利用されてきた水辺を、利用形態やスケールなどに着目し、分類した. さらに、形成過程より、それぞれの水辺の特徴を整理し、みずのまち郡上八幡と評価の高い水辺空間の構成や成立プロセスを把握した.

(1) 郡上八幡における水辺の分類

郡上八幡には、古くから生活の中で利用されてきた様々な水辺が存在する。この地域を代表する水辺である河川、小河川、用水路、井戸、水屋について、水源の種



写真-1 吉田川



写真-2 乙姫谷川



写真-3 用水路



写真-4 水屋 (写真はすべて筆者撮影)



図-2 水辺景観台帳(小駄良川右岸1抜粋)

類、水の流れ方、スケール、形成過程や水の取り入れ方、使用施設などの利用形態に着目し、5つに分類した.

(a) 河川 (写真-1)

郡上八幡の町中を横断する吉田川と、それに合流する 小駄良川を指す。江戸時代から昭和初期にかけて洪水が 幾度か発生し、その度に河川改修を行い、堰や用水の取 水口等を整備しながら生活領域を確保してきた。また、 川べりに家屋が並び、家屋から階段や架設のはしごを設 置することによって水辺利用を行ってきた。また、河川 沿いに洗い場を持つ地域も存在する。

(b) 小河川 (写真-2)

河川に比べると小さく、周辺の山から流れ出す川幅1m以下で、急勾配の谷川である乙姫谷川、初音谷川を指す、川辺には家屋が並び、小河川に下りるための階段がみられる。また、セギ板によって水位を調節できる洗い場が存在する。

(c) 用水路 (写真-3)

古くは江戸時代から、生活及び防火用として人工的に河川から取水し、町中に引き入れらてきた水辺である. 大正大火(大正8年)後に本格的に整備がなされ、町全体に張り巡らされるようになった。用水は家屋の軒下を流れ、河川に比べより生活に密着した水辺である.

(d) 井戸

地理的条件を利用し、人工的に地下水を引き上げた水 辺である。水源が限られており、多くが道路沿いに存在 する。古くは江戸時代から存在し、かつてはつるべ井戸 であったが、現在は手押しポンプが利用されている。

(e) 水屋 (写真-4)

水屋とは、一時的に湧水を溜めておく目的で作られた 人工的な装置であり、山が隣接する地域において多くみ られる水辺である。井戸と同様、湧水という限られた水 源のため、水屋の多くが道路沿いに設置されている。

(2) 利用形態からみた水辺の特徴

本研究では、郡上八幡における5つの形態の水辺を 人々の利用行動に着目し、以下の2つに分類するととも に、それぞれの特徴を整理した。

- (a) 自然河川:河川,小河川を含む,自然流水を基本とした河川空間を指す。スケールの違いから小河川では操作可能な水の流れも存在するが、いずれの河川においても、人々が水辺へ赴くことで水辺利用を行ってきた。自然河川の水辺は一般的に公共空間であり、公的利用が圧倒的に多いが、部分的に共同利用のための工夫やルールが存在していたことが予想される。
- (b) 人工導水:用水路,井戸,水屋など,水源を身近な場所に持ち,人々が自らの生活空間の中に水を引き入れるように利用してきた水辺である.大凡操作可能な水流に対して,私的利用や共同での利用のための空間が形成された.水辺空間は,ほとんどが私的,または共同利用のための装置や整備がなされてきた特徴を有する.

このように、スケール、水源や利用形態、形成過程に基づき、水辺を5種類に分類し、利用行動を分析するためにそれぞれの水辺の特徴を整理した.

3. 水辺利用に着目した河川景観に関する分析

連続立面図より、利用の様相が分かる水辺利用施設を抽出し、水辺景観台帳を作成した. その水辺景観台帳を基に、河川景観から利用目的を読み取った. そして、利用行動に着目し、人々の空間認識を分析することによって、水辺の成立過程を明らかにした.

(1) 水辺景観台帳の概要

本研究では、前章で示した水辺の分類に従い、郡上八幡を代表する河川(吉田川、小駄良川)を対象として

表-1 吉田川、小駄良川における水辺利用施設

吉田川		左岸1	左岸2	左岸3	左岸4	左岸5	右岸1	右岸2	右岸3	右岸4	右岸5	小駄良川		左岸1	左岸2	左岸3	右岸1	右岸2	右岸3
	階段	17	4	3	7	7	12	4	5	5	2	Δ・アクセス	階段	9	4	5	14	1	1
	梯子	0	1	0	1	0	2	3	0	3	0		梯子	0	0	2	4	0	1
	遊歩道	0	0	×	×	0	0	0	×	×	×		遊歩道	0	×	×	0	×	×
	柵	1	2	2	1	1	0	3	1	0	0		柵	3	5	0	3	2	1
B:生活	排水管	10	20	4	2	1	33	28	15	40	6	B:生活	排水管	29	14	20	70	15	12
	用水排水口	1	0	0	3	2	2	4	1	2	2		用水排水口	1	0	0	1	0	0
	オープンスペース	3	0	1	2	2	0	3	1	0	0		オープンスペース	1	0	0	0	0	0
	洗い場	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0		洗い場	0	0	0	0	1	1
	水神・地縁	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1		水神·地縁	1	0	1	0	0	1
C: 自然環境	植樹·植生	4	2	3	8	4	5	4	1	4	1	C:自然環境	植樹•植生	10	7	2	1	4	1

【凡例】◎:公的な性質が強い遊歩道 ○:公的な性質が弱い遊歩道 ×:遊歩道なし

2004 年9月2日から5日において河川景観の現地調査を行った。そして、吉田川、小駄良川を対岸から写真撮影することによって、連続立面図を作成した。また、連続立面図に人々の利用の様相が分かる水辺利用施設を抽出することによって、図-2のような「水辺景観台帳」とした。水辺景観台帳の作成範囲については図-1に示した通りである。2河川についてそれぞれ、吉田川右岸5区域、吉田川左岸5区域、小駄良川右岸3区域に区分し、合計16枚の水辺景観台帳を作成した。

この水辺景観台帳において、人々の利用の様相が分かる水辺利用施設を以下の3つに分類した.

- ①アクセスに関わる水辺利用施設(階段,はしご,遊 歩道,柵)
- ②生活に関わる水辺利用施設(排水管,用水排水口,オープンスペース,洗い場,水神・地縁のもの)
- ③自然物に関わる水辺利用施設(樹木,植生)

このように水辺利用施設を役割ごとに分類することによって、人々の行動の目的を明確にし、水辺景観台帳から公的、私的利用を読み取ることが可能になると考えた.

(2) 利用目的に着目した河川空間の分析

作成した水辺景観台帳より、水辺利用施設の抽出を行い、河川空間を利用目的を分析した.

公的利用とは、公共空間である河川を社会的行動を目的(例えば、堰を設ける、鮎漁、通勤、市民行事、観光等)として利用することである.公的利用を行う河川空間では、オープンスペースが広く、様々なアクセス手段が存在すると考えられる.また、河川空間に対して安全を配慮した柵や手摺等のアクセスに関わる水辺利用施設が多くなると考えられる.

私的利用とは、河川空間において生活に関わる行動を 目的(例えば、泳ぐ、洗濯、飲料散歩等)とした利用で ある. そのため、私的利用を行う河川空間では、生活に 関わる水辺利用施設が多くなると考えられる.

水辺景観台帳から得られた、利用の様相が分かる水辺 利用施設を抽出した結果を表-1に示す.表-1より、水 辺利用施設の分布や数量を分析し、各河川における利用 目的別空間分布及びその特徴を整理した.

(a) 吉田川左岸

河口部である左岸1,2の区域に多くの排水管が存在する.また遊歩道も整備されており、左岸1区域における多くの階段もそれに付随するものであると考えられる.全体的にオープンスペースが多く存在することが分かる.更に、上流部の左岸4,5区域には洗い場があり、吉田川において最も多い区域である.しかし、水神・地縁のものが全くないことが分かる.

(b) 吉田川右岸

全体的に排水管が多く、吉田川左岸と同様に、河口部である右岸1区域に集中していることが分かる。また、河口部にだけ遊歩道が整備されている。左岸と比較すると、用水排水口が多く、はしごや水神、地縁のものが点在していることが分かる。

(c) 小駄良川左岸

河口部の左岸1区域のみに遊歩道が整備されている. また、階段、柵が多いことから、遊歩道に付随したものであると考えられる.この区域には植生も多いことが分かる.更に、全体的に排水管が多く存在していることから、私的利用が幅広くなされていること分かる.

(d) 小駄良川右岸

小駄良川左岸と同様に、河口部にのみ遊歩道が整備されている. 更に、階段、はしごが集中して存在する. また、右岸3区域には、洗い場や水神、地縁のものが存在している. ここから、河口部では公的、私的利用の両方が混在し、上流部に私的利用が存在することが分かる.

河川空間を公的, 私的利用によって分類した結果, 各河川とも, 河口部には私的利用が多く混在しており, 上流部に向かうほど私的利用が少なくなっていることが分かった. また, 吉田川左岸を除いて, 水神, 地縁のものは上流部のみに存在することが分かった. 更に, 河川ごとの特徴としては, 吉田川右岸には用水排水口が多く, 小駄良川全域に排水管が多いことが分かった.

(3) 水辺に対する人々の空間認識に関する分析

景観から水辺利用施設の詳細を読み取り、利用行動に 反映される空間認識を分析した. そして、利用目的と利



写真-5 公的認識の洗い場 (吉田川左岸5)



写真-6 共同認識の洗い場 (吉田川右岸5)



写真-7 公的認識の階段 (小駄良川左岸2)



写真-8 公的認識の階段 (小駄良川右岸1)

用行動の整合性をみることにより、景観形成の妥当性を を明らかにした. 特徴的な水辺利用について以下に示す.

(a) 吉田川左岸5

洗い場が存在し、私的な利用目的が読み取れる.しかし、洗い場には洗濯のための道具や利用の工夫が全く見られず(写真-5参照)、洗い場における利用行動を窺うことはできない.ここから、水辺を公的利用と空間認識が不一致な区域であると言える.

(b) 吉田川右岸5

水神のある洗い場が存在し、私的利用のための水辺利用施設が多い.水神の近くにはお供え物、掃除道具が置かれ(写真-6参照)、鉢植えが並んでいることから、共同利用として認識していると言える.ここから、水辺利用と認識が一致した区域であると言える.

(c) 小駄良川左岸2

河川に対して多くの階段や排水管が存在するが、十分な水辺利用スペースが存在しない. (写真-7参照) また、実際の利用の様相も見られず、河川に対して公的認識を持っている. ここから、利用と認識が不一致な区域であると言える.

(d) 小駄良川右岸1

階段や排水管が多く、私的利用がなされていることが分かる.しかし、水辺利用のスペースも存在せず、道具等も整えられておらず、規範のない私的利用がなされていると言える. (写真-8参照) いくつかの個人宅の階段には鉢植えが存在し、実際の水辺利用を感じさせる.多くの人々は、河川を公的利用の空間として認識していることが分かり、利用と認識が不一致であると言える.

ここから、排水管や階段、はしご等の私的利用に関わる水辺利用施設が煩雑に存在し、水辺に対する認識が利用とは異なる地域が存在した。また、私的利用に関わる

辺利用施設が少なく、一定の規範を持って共同利用がなされている地域が存在した。このように、公共空間である水辺利用では、一定の規範を持って共同利用している地域において、私的利用が可能となり、水辺の秩序ある景観が形成されていることが分かった。

4. おわりに

郡上八幡における河川景観を対象に、水辺利用に着目し、景観から水辺に対する人々の認識や行動を読み取った。まず、利用目的に着目し、人々の利用の様相が分かる水辺利用施設より河川における公的、私的利用の分布の読み取った。その結果、以下の3点が得られた。

①吉田川,小駄良川の両河川において,河口部では公的利用と私的利用の混在が見られた.

②両河川ともに、上流部にいくに従って私的利用及び水神、地縁のものが多く存在した.

③河川ごとに特徴が異なり、吉田川左岸には用水排水口、 小駄良川には排水管が多いことが分かった.

さらに、河川景観から人々の水辺利用目的を分析し、利用行動に反映された水辺に対する認識を明らかにした。その結果、河川空間には利用目的と認識の整合性に問題があることが分かった。利用目的と認識が一致する区域には、ルールを守り共同管理がなされている洗い場が存在した。しかし、利用目的と認識が不一致な区域では、管理されていない洗い場や、利用されていない個人の階段などが存在することが分かった。

以上のことから、利用目的と認識が一致する地域では、 共同利用のルールが存在し水辺の私的利用が可能となり、 郡上八幡らしい水辺利用が形成されてきたことが分かった。 単に私的な目的に公共空間が利用されるのではなく、 一定の規範を持って共同で維持管理することによって公 共空間としての質が高められていることが見てとれた。

今後の課題として、これまで地域において用水組合、 井戸組合等の共同体が担ってきた役割とその変化が景観 や地域性与えた影響を考える必要がある.

謝辞:本研究では、郡上市八幡町地域振興事務所基盤整備課の皆様には現地調査にご協力頂いた。また、既往研究を初めとし、多摩美術大学教授渡部一二先生、早稲田大学教授佐々木葉先生方には討議を通じて様々なアドバイスを頂いた。記して感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 渡部一二,郭中端,堀込憲二:水縁空間-郡上八幡からのレポート,住まいの図書館出版局,1993.8
- 2) 郡上八幡町役場:郡上八幡町史,郡上八幡町役場,1999.1
- 3) 郡上八幡町役場:郡上八幡町史,資料編第六巻(近代編),郡上 八幡町中 2004 2